

(5) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）

1 補助対象者等

令和5年3月1日以降に婚姻届けを提出してから1年以内の、婚姻届の提出時点で夫婦とも29歳以下かつ本表に定める交付要件を満たす世帯。

ただし、夫婦のうちいずれか1人又は両人が国、県その他地方公共団体が行う地域少子化対策重点推進交付金、えひめ人口減少対策総合交付金及びその両方を財源とした、本補助金と同趣旨の補助金交付を受けている場合は、対象としない。

2 補助対象経費及び補助限度額

令和5年4月1日以降に契約又は購入し、支払を完了した以下の費用

ア 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。

職場からの家賃補助がある場合は、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額を補助対象経費とする。

申請者又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居した場合の家賃費用は補助対象経費としない。

イ 引越費用

申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費に限る。

① 補助限度額：1世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯 20万円

ただし、伊方町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日告示第53号）（以下「結婚新生活支援事業補助金交付要綱」という。）に規定する伊方町結婚新生活支援事業補助金との重複受給を認めない。

補助対象経費の詳細に関し、本要綱に記載のない事項は、結婚新生活支援事業補助金交付要綱を準用する。

ウ 時短家電及び省エネ家電購入費

② 補助限度額：一世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円

時短家電及び省エネ家電の詳細については、別表第1に記載の「(1) 若年出産世帯応援補助金」における「イ 時短家電購入費」及び「ウ 省エネ家電購入費」の規程を準用し、「ウ 省エネ家電購入費」の対象製品については、電気便座、テレビを加える。

ただし、付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外と

する。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

ア～ウについては、いずれの要件にも該当する場合に限り重複申請を認める。

### 3 提出書類等

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）申請明細書
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (4) 婚姻届提出日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- (5) 夫婦の申請時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- (6) 夫婦の直近の所得証明書
- (7) 夫婦に町税の滞納がないことを示す書類（完納証明書等）
- (8) 補助対象として申請する金額の根拠が分かる資料の写し（各種契約書等）
- (9) 領収書原本（商品名、購入日等が明記されているもの。クレジットカード等で購入した場合は、利用明細書及び当該金額が申請者名義の口座から支払われたことが分かる資料）  
領収証が発行されていない場合は、補助対象経費が引き落とされたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。
- (10) 写真（アのうちリフォーム費用を対象とする場合は工事前後の写真、ウを対象とする場合は配置又は設置後の状況写真）
- (11) 製造事業者が発行した保証書（cを対象とする場合）

### 4 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- (1) 受付期限：令和6年3月8日（金曜日）必着
- (2) 受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。  
ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。  
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- (3) その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

### 5 申請受付窓口・問合せ先

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 伊方町保健福祉課  
電話 0894-38-0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。